

2020（令和2）年8月7日

ショウワ電技研株式会社 御中

適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5
TEL048-844-8972/FAX048-829-7444
理事長 池本 誠司

再申入書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当表示使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

ショウワ電技研株式会社（以下、便宜上「貴社」といいます。）が現在使用されている「ショウワパーク利用規約・注意事項」（以下、「貴社規約」といいます。）における条項につき、下記のとおり再度申入れをいたします。

つきましては、本再申入書に対する回答を2020年9月4日までに書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。

なお、本再申入書および貴社からの回答の有無・内容等は当会において公表させていただきますことを念のため申し添えます。

記

第1 申入れの趣旨

貴社規約の条項のうち、以下の条項について、使用停止、または適切な条項に修正することを求めます。

1. 貴社規約に関する損賠賠償責任の免責に関する条項のうち貴社規約【利用者の遵守・確認事項】の（2）の条項

「入出庫の際は、プレートが下降している事を必ず確認して下さい。もし、プレートが下降しない場合は、無理に出庫せず緊急連絡先までご連絡下さい。万一車両が破損しても、一切責任を負いません」

2. 貴社規約に関する損賠賠償責任の免責に関する条項のうち貴社規約【管理者の免責】の（5）の「管理者は以下の事項について一切責任を負いません」とする条項及び下記事項

「駐車場利用規約、利用方法に違反した利用による損害（プレート接触による車両破損）」

第2 申入れの理由

1. 申入れの趣旨1について

令和2年4月3日付の書面により「一切責任を負いません」との規定は消費者契約法第8条1項1号及び同3号により無効になるから修正をするよう求めた当会からの申し入れに対して、貴社は「責任を負いません」とは、管理者の瑕疵に起因しない場合に利用者が無理に入出庫した場合を意味し、「無理に」とは、そのような場合に利用者においてプレートが下降していないことを認識した場合のことであるから、その場合には管理者は責任を負わないとする事理を表示しているものであり、消費者契約法に抵触するものとは考えておりません」と回答されています。

しかしながら、「無理に」という文言から「管理者の瑕疵に起因しない場合であること」・「利用者がプレートを下降していないことを認識していること」を表示しているものとは考えらず、あまりに不明確です。

消費者契約法第8条の免責条項における判例によれば、「消費者契約法は、消費者と事業者とでは、情報の質及び量並びに交渉力に格差が存することに照らし、法3条1項において事業者に対し、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者契約の内容が、その解釈について、疑義が生じない明確なものであって、かつ、消費者にとって平易なものになるよう配慮することを求めていることに照らせば、事業者は消費者契約の条項を定めるに当たっては、解釈を尽くしてもなお複数の解釈が残ることのないように努めなければならないというべきである」とした上で、「条項の文言から読み取れる意味内容が、著しく明確性を欠き、契約の履行などの場面においては複数の解釈の可能性が認められる場合において、事業者が当該条項につき自己に有利な解釈に依拠して運用していることがうかがわれるなど、当該条項が免責条項などの不当条項として機能することが認められるときは、法12条3項の適用上、当該条項は不当条項に該当すると解するのが相当である」と判示しています（さいたま地判令和2年2月5日）。

貴社の説明によると、【利用者の遵守・確認事項】の(2)条項により、貴社が責任を負わないのは「管理者の瑕疵に起因しない場合」であることが前提であるとしていますが、そのようなことは当該条項には一切明記されていないため、その解釈につき疑義が生じる不明確なものであって、かつ、消費者にとって平易なものになるよう配慮しているものとはいえません。このような場合において、なお、貴社の説明を維持することは、自己に有利な解釈に依拠して運用しているということができ、これにより免責条項として機能させようという趣旨であると認めることができます。

したがって、同業他社のように「当社の責に帰すべき事由のない場合に限り、一切の責任を負いません」というように、管理者に責任が生じる場合があることを明確にしない限り、貴社の説明は、判例の趣旨に反するものであり、当該条項は事業者の債務不履行及び事業者の債務の履行に際してされた当該事業

者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任を全部免除する条項に該当し、消費者契約法第8条1項1号及び同3号により無効になると解されます。

したがって、当該条項の使用停止、または適切な条項に修正することを求めます。

2. 申入れの趣旨2について

上記1と同日付の書面により「一切責任を負いません」との規定は消費者契約法第8条1項1号及び同3号により無効になるから修正をするよう求めた当会からの申し入れに対して、貴社は「管理者の責に帰さない事由により起因した」と「管理者の免責」項目の柱書に記し、利用規約・注意事項に列挙し、事理を表示しているものであり、消費者契約法に抵触するものとは考えておりません」と回答されています。

しかしながら、当会が認識している貴社の規約については、柱書部分に、そのような表示は見当たりませんので、貴社の回答は当会が認識している規約上の表示との整合性がありません。

そうすると「当社の責に帰すべき事由のない場合に限り、一切の責任を負いません」というように、管理者に責任が生じる場合があることを明確にしない限り、当該条項は、事業者の債務不履行及び事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任を全部免除する条項に該当し、消費者契約法第8条1項1号及び同3号により無効になると解されます。

したがって、当該条項の使用停止、または適切な条項に修正することを求めます。

3. 修正された場合について

以上の点につき、貴社規約を修正していただく場合は、お手数ですが、修正された貴社規約を当会までお送りいただけますと幸甚です。

以上

《本件に関する問い合わせ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
事務局 吉川、清水

TEL : 048-844-8972 / FAX : 048-829-7444